

## 新潟地域で病児保育の広域利用が始まります

病児・病後児保育施設は、これまで原則として居住市町村内の施設のみ利用可能でしたが、このたび下記の市町村間で「病児・病後児保育事業の広域利用に関する協定書」が締結されました。これにより、対象市町村の住民は、居住地以外の病児・病後児保育施設も利用できるようになります。

### 記

#### 1 広域利用が可能となる市町村（12市町村）

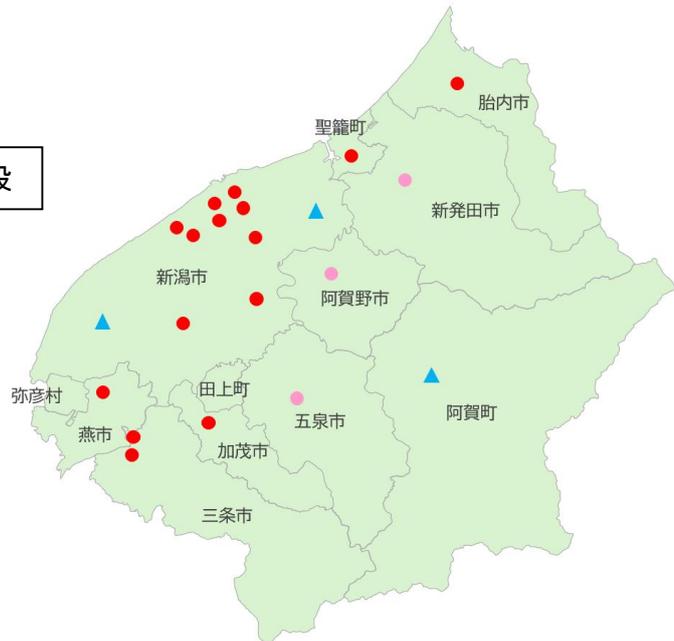
新潟市、三条市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、  
阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町

#### 2 広域利用開始日

令和8年4月1日

#### 新潟地域 病児保育広域利用施設

● 病児・病後児施設	15
● 病児施設	3
▲ 病後児施設	3
計	21



#### 3 病児保育事業について

こどもが病気の際、家庭で看護・保育ができない保護者に代わり一時的に預かる事業。

〔実施主体〕市町村（運営を民間へ委託するケースあり）

〔実施状況〕30市町村のうち24市町村 55施設で実施（R7市町村実施分）

〔実施場所〕主に医療機関併設、保育所併設で実施

〔利用対象者〕原則として当該市町村の住民

（市町村によっては、他市町村からの通勤者等も利用可）

本件についてのお問い合わせ先

福祉保健部こども家庭課長 小島

（直通）025-280-5213 （県庁内線 2510）